

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

【変更の必要性及び内容】

変更する生産緑地地区	変更する必要性及び内容
第 2 1 0 号生産緑地地区	<p>生産緑地法第 1 0 条の規定による買取りの申出があり、申出の日から 3 か月以内に所有権の移転が行われなかったことや、公共施設等(道路)の設置に係る行為及び道連れ解除により、行為制限が解除されたため変更する。</p> <p>なお、第 2 2 号生産緑地地区は廃止する。</p>
第 8 号生産緑地地区	
第 2 2 6 号生産緑地地区	
第 2 4 8 号生産緑地地区	
第 2 0 - 1 号生産緑地地区	
第 1 9 号生産緑地地区	
第 2 2 号生産緑地地区	
第 1 2 3 号生産緑地地区	
第 2 5 0 号生産緑地地区	
第 2 6 0 号生産緑地地区	